

COTOHA Voice Insight 音声マイニングプラン利用規約 【現改比較表】 2024年9月25日現在

～2024年10月24日

2024年10月25日～

<p>第1条～第24条 (略)</p> <p>第25条 1～2 (略)</p> <p>3 当社は、本規約の変更等により、契約者が本サービスを利用するにあたり当社が提供することとなっている設備、端末等以外の設備、端末等の改造又は変更（以下本条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しないものとします。</p> <p>4 (略)</p> <p>第26条～第35条 (略)</p>	<p>第1条～第24条 (略)</p> <p>第25条 1～2 (略)</p> <p>3 当社は、本規約の変更等 又は当社が提供する設備の変更若しくはバージョンアップ作業により、契約者が本サービスを利用するにあたり当社が提供することとなっている設備、端末等以外の設備、端末等の改造又は変更（以下本条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しないものとします。</p> <p>4 (略)</p> <p>第26条～第35条 (略)</p>
---	--

<p>別紙 メニュー一覧</p> <p>1. 料金に関する通則</p> <p>1-1 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。</p> <p>1-2 第16条（料金の支払義務）の規定その他本規約の規定により料金表に定める料金の支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める額とします。前述の算定方法により、支払いを要することになった額は、料金表に表示された額（税込価格（消費税相当額を加算した額とします。以下同じとします。））の合計と異なる場合があります。</p>	<p>別紙 メニュー一覧</p> <p>1. 料金に関する通則</p> <p>1-1 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。</p> <p>1-2 第16条（料金の支払義務）の規定その他本規約の規定により料金表に定める料金の支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める額とします。前述の算定方法により、支払いを要することになった額は、料金表に表示された額（税込価格（消費税相当額を加算した額とします。以下同じとします。））の合計と異なる場合があります。</p> <p><u>1-3 物価の上昇、経済事情の変動、為替の変動、現地税制の改正等により料金表に定める料金等が不相当となった場合、当社は、原則としてその料金等の変更を実施できるものとします。ただし、料金等を値上げする場合は、その旨を相当な期間において、あらかじめ契約者に通知します。</u></p>
<p>2. 機能及び料金</p> <p>（略）</p> <p>3. 工事料金</p> <p>（略）</p> <p>別記</p> <p>（略）</p>	<p>2. 機能及び料金</p> <p>（略）</p> <p>3. 工事料金</p> <p>（略）</p> <p>別記</p> <p>（略）</p>

附則（令和6年9月17日 CAS 1サ000400005289-01号）

（実施期日）

この改正規定は、令和6年10月25日から実施します。